

株 主 各 位

(証券コード6330)
平成31年1月28日

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
東洋エンジニアリング株式会社
取締役社長 永 松 治 夫

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討賜り、平成31年2月8日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年2月12日（火曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 新丸の内ビルディング9階
新丸ビルコンファレンススクエア
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 資本準備金の額の減少の件

4. 議決権の行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 当日ご出席



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(2) 書 面



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年2月8日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(3) インターネット等



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、平成31年2月8日（金曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

機関投資家の皆様は、本臨時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- (注) 1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. 書面またはインターネット等により議決権を行使された後、株主総会に出席される場合は、当日の株主総会会場での議決権行使を有効なものとして、お取扱いいたします。

以 上

◎株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.toyo-eng.com/jp/ja/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。ご利用に際しては、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力、ご送信ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成31年2月8日（金曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして、お取扱いいたします。
- (4) インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして、お取扱いいたします。
- (5) インターネットにより議決権を行使された後、株主総会に出席される場合は、当日の株主総会会場での議決権行使を有効なものとして、お取扱いいたします。

2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本臨時株主総会に限り有効です。

3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00) 【土日休日を除く】

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申込みされた機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社はA種優先株式の発行を可能とするため、当社定款に、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設し、その他所要の規定を設けるものであります。なお、A種優先株式を発行する理由につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条から第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条から第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。 (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。 <u>(2) 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 1億株 A種優先株式 25百万株
第7条から第12条 (条文省略)	第7条から第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(剰余金の配当)</u>
	<u>第12条の2</u> 当会社は、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。
(新 設)	<u>(残余財産の分配)</u>
	<u>第12条の3</u> <u>(1) 優先分配金</u> 当会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、740円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を支払う。 <u>(2) 非参加条項</u> A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
(新 設)	<u>(議決権)</u> <u>第12条の4</u> A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(株式の併合または分割および株式無償割当て)</u>
	<u>第12条の5</u>
	<u>(1) 分割または併合</u>
	当会社は、株式の分割または併合を行うときは、
	普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時
	に同一の割合で行う。
	<u>(2) 株式無償割当て</u>
	当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株
	式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の
	株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
	<u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u>
	<u>第12条の6</u> A種優先株主は、いつでも、法令の定める範囲内
	において、当会社に対し、普通株式の交付と引換
	えに、その有するA種優先株式の全部または一部
	を取得することを請求することができるものと
	し、当会社は、当該請求に係るA種優先株式1株
	を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対
	して普通株式1株を交付する。

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

当社は、下記1. に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記2. に記載の内容で第三者割当によりA種優先株式を発行いたしたいと存じます。

また、本第三者割当によるA種優先株式の発行に伴い当社株式について25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条の定めにしたがい、株主の皆様の意思確認手続として、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件といたします。

1. 本第三者割当によりA種優先株式を発行する理由（特に有利な金額をもって募集株式を発行する理由を含む。）

(1) 本第三者割当の経緯

当社は、平成30年5月15日付で公表した前期連結決算において、米国向けエチレン製造設備プロジェクトの更なる収支悪化により、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は268億円となり、自己資本を毀損する結果となりました。工事要員の生産性の低下等に起因して工事進捗が当初の計画どおりに進まず工期を延長したことや、工事管理体制見直しによる追加コストの発生が収支悪化の主な理由であったため、当社は収支悪化の原因となった生産性の低下等を改善すべく、収支悪化を受けてから現在に至るまで、工事会社の見直し等を含む協議、連携を図りながら生産性向上へ取り組んでまいりました。米国向けエチレン製造設備プロジェクトについては、既に現場工事はほぼ完了し、今年度内の引渡しに向けて試運転に移行しており、収支悪化の原因となった米国向けエチレン製造設備プロジェクトの完工へ向けた取組みを継続しております。当社としては米国向けエチレン製造設備プロジェクトを現行計画どおり完工し、EPC(注1)事業を黒字化することが最重要と認識しており、当社グループがステークホルダーからの信頼回復に向けて定めた再生計画に基づき、(1)米国向けエチレン製造設備プロジェクト対応、(2)事業構造の変革、(3)組織力の強化および(4)財務基盤の強化を軸とした取組みを強化していく方針を掲げて

おります。また、平成30年11月8日付「経営方針」と題する2019年3月期第2四半期決算説明会用の資料において開示しているとおり、各取組みについては着実に進捗しており、今後も継続して各取組みを強化していく予定です。他方では、取組みを継続してきた受注管理強化およびグローバル業務連携・管理強化策等の浸透により、今期の受注高は3,000億円を見込むなど、同プロジェクト以外のビジネスは順調に推移しております。当社としては、米国向けエチレン製造設備プロジェクトを今年度内に完工し、今期のEPC事業の黒字化を達成することが最重要であるとの認識の下、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に向け、引き続き取組みを強化してまいります。

一方で、米国向けエチレン製造設備プロジェクトによる収支悪化による自己資本の毀損により、顧客からの信用が低下することによる新規プロジェクト受注への影響をはじめとして、取引先や金融機関との安定的な関係を継続していくことへの不安材料となるリスクが懸念されております。当社としては、毀損した自己資本の回復が急務であると認識しており、本第三者割当による資金調達の実施により、喫緊の課題であった毀損した自己資本を回復させていきたいと考えております。

このような状況下において、早期に毀損した自己資本を増強し、安定した経営基盤を再構築するにあたっては、当社の事業および経営方針を理解いただける投資家に対する第三者割当の方法により資金調達を実施することが、当社の長期的な企業価値の維持・向上に資するものと判断し、平成30年11月28日開催の取締役会においてA種優先株式を発行することを決議いたしました。本第三者割当による資金調達の実施により、喫緊の課題であった毀損した自己資本を回復させ、再生計画を軸として全社一丸となり事業基盤の強化および安定的な成長を目指してまいります。なお、本第三者割当により、自己資本比率は平成30年9月末時点の10.8%から約17%まで向上することとなり、当社としては今後の事業運営に必要な資本水準を確保できるものと考えております。

(注1) プラント建設における主要業務であるEngineering（設計）、Procurement（機器調達）、Construction（建設工事）の総称。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由および目的

当社は、既存株主の利益に配慮しながらも、自己資本を厚くし金融機関との取引の安定化・信用補完を図るとともに、事業ポートフォリオの拡充、IoT活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進、研究開発・要素技術開発の推進、EPC遂行業務のDigital Transformation(注2)の推進を含むICT投資(Information and Communication Technology)および管理業務の改善・企業基盤強化等に充当するため、当社の企業価値の向上に資する資金調達手法であることを条件に、さまざまな手法を検討してまいりました。その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、公募増資は当社の現在の業績動向に鑑み、また、株主割当は最終的な資金調達金額が不確定であることから、最適な資金調達手法とはいえないと判断いたしました。また、前述のとおり資金調達の目的が自己資本を厚くし金融機関取引安定化・信用補完を図るとともに、事業ポートフォリオの拡充、IoT活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進、研究開発・要素技術開発の推進、EPC遂行業務のDigital Transformationの推進を含むICT投資および管理業務の改善・企業基盤強化等に充当することによる、当社の企業価値の向上であることから、金融機関からの借入れや社債発行などによる調達は望ましくないと考え、資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。更に、普通株式による第三者割当増資の実施を想定した場合に想定される即時の株主構成の変化が安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがないA種優先株式を、当社の経営方針および今後の成長戦略に理解をいただいているインテグラル株式会社の関係会社が運営し、またインテグラル株式会社が投資助言を行う割当予定先であるインテグラルTeam投資事業有限責任組合およびInnovation Alpha Team L.P.(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てることといたしました。

(注2) デジタル技術によるEPC遂行業務の変革。

(3) 発行条件等の合理性

ア 払込金額の算定根拠およびその具体的な内容

A種優先株式の払込金額は、割当予定先による当社グループに対するデュー・ディリジェンスの結果および割当予定先との協議・交渉を経た上で、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成30年11月27日。以下「基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「当社普通株式終値」といいます。）およびそれ以前の株価推移も参考に、当社取締役会において1株当たり740円と決議いたしました。当該金額は基準日における当社普通株式終値に対して11.1%のディスカウント（小数点以下第二位切り捨て。以下、ディスカウントの計算において同様に計算しております。）となります。

また、基準日以前1ヶ月間（平成30年10月29日～平成30年11月27日）の終値平均である837円（円未満切り捨て。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。）に対しては11.5%のディスカウント、基準日以前3ヶ月間（平成30年8月28日～平成30年11月27日）の終値平均である884円に対しては16.2%のディスカウント、基準日以前6ヶ月間（平成30年5月28日～平成30年11月27日）の終値平均である830円に対しては10.8%のディスカウントとなります。

A種優先株式の払込金額を検討するにあたっては、A種優先株式の配当が当社普通株式と同順位かつ同額であること、払込期日より行使可能な当社普通株式1株を対価とする取得請求権が付されていること、取得条項が付されていないこと等の特性により、その経済条件が当社普通株式と近い性質を有していると考えられることから、基準日における当社普通株式終値および株価推移を参照することに合理性があると判断いたしました。

なお、基準日における当社普通株式終値に対するディスカウントが10%を超えていることに加え、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値の算定方法についてはさまざまな見解があり、A種優先株式の払込金額は、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性もあると考えられることから、A種優先株式の発行については、本臨時株主総会において、会社法第199条第2項および第3項に基づく特別決議による承認を得ることといたしました。

イ 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合、最大で20,270,300株の普通株式が発行され、本第三者割当により発行されるA種優先株式の潜在的な議決権数202,703個を平成30年9月30日現在における当社の発行済株式数38,558,507株の議決権数382,255個で除した議決権の希薄化率は最大で53.03%（小数点以下第三位四捨五入。以下、割合の計算において同様に計算しております。）となります。なお、新株・既存株の合計に占める新株の割合は議決権ベースで34.65%となります。

一方で、当社は本第三者割当によって、自己資本を厚くし金融機関との取引の安定化・信用補完を図るとともに、本第三者割当により調達する資金を、事業ポートフォリオの拡充、IoT活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進、研究開発・要素技術開発の推進、EPC遂行業務のDigital Transformationの推進を含むICT（Information and Communication Technology）投資および管理業務の改善・企業基盤強化等のために有効に使用する予定であります。当社が本第三者割当によりこのような資金を得ることは、自己資本の回復による信頼回復、事業基盤の強化および安定的な成長に寄与するものと考えており、中長期的には企業価値の向上に繋がるものであり、既存株主の皆様に対して希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当により、当社普通株式につき1株当たりの潜在的な議決権比率が希薄化するものの、その潜在的な希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(4) 割当予定先の選定理由等

ア 割当予定先の概要

① インテグラルTeam投資事業有限責任組合

(1)	名称	インテグラルTeam投資事業有限責任組合	
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	
(3)	設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律	
(4)	組成目的	当社企業価値および株式価値の向上を目指すことを目的として組成された。	
(5)	組成日	平成30年11月7日	
(6)	出資の総額	13,200百万円	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	Team投資事業有限責任組合 99.85%	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	インテグラルTeam株式会社
		所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 長谷川 聡子
		事業内容	投資事業有限責任組合に係る資産の運用および管理ならびに運営
		資本金	500,000円
(9)	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
		当社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

② Innovation Alpha Team L.P.

(1)	名称	Innovation Alpha Team L.P.	
(2)	所在地	PO Box 309, Ugland House Grand Cayman, KY 1-1104 Cayman Islands	
(3)	国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(4)	設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLimited Partnership	
(5)	組成目的	当社企業価値および株式価値の向上を目指すことを目的として組成された。	
(6)	組成日	平成30年7月3日	
(7)	出資の総額	2,060百万円	
(8)	出資者・出資比率・出資者の概要	IAT L.P. 99.99%	
(9)	業務執行組合員の概要	名称	IAT Partners Ltd.
		所在地	PO Box 309, Ugland House Grand Cayman, KY 1-1104 Cayman Islands
		代表者の役職・氏名	Director John Cullinane
		事業内容	Limited Partnershipに係る資産の運用および管理ならびに運営
		資本金	1米ドル
(10)	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
		当社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

イ 割当予定先を選定した理由

割当予定先であるインテグラルTeam投資事業有限責任組合およびInnovation Alpha Team L.P.に対して投資助言を行うインテグラル株式会社は日本国内の上場企業・未公開企業等に投資するエクイティ投資会社です。同社の社名である「インテグラル」とは、『積分、積み重ね』を意味し、投資先企業と信頼関係を構築し、持続的な企業価値の向上に資する施策を積み重ねていくという長期的視野に立ったエクイティ投資を行うことを理念としており、『経営と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業と共に歩み、投資先の事業方針を尊重して企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行うことを方針としております。また、コスト削減やオペレーションの効率化のみによる短期的な利益の追求ではなく、投資先企業と共に投資先企業の長期的な視野に立った投資やリソース配分を行い、永続的な事業の成長・発展を目指しております。

当社は、米国向けエチレン製造設備プロジェクトの収支悪化により毀損した自己資本の回復のため、平成30年1月頃より公募増資や株主割当を含めたさまざまな手法を検討してまいりましたが、当社の現在の業績状況および最終的な資金調達金額の確実性に鑑み、第三者割当の方法による資金調達が最適であると判断し、当社の中長期的な株式価値、企業価値向上に向けた方針にご賛同いただける投資家を検討してまいりました。その中で、平成30年3月中旬にインテグラル株式会社から第三者割当による資本増強の提案があり、デュー・ディリジェンスおよび当社の経営方針等への理解を深めていただくための協議を続けてまいりました。この結果、安定性の高い資本の調達、既存株主の皆様へ配慮した形での資金調達を望む当社のニーズを理解いただき、即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のない優先株式でありながら、優先配当や現金対価の取得請求権等の自己資本の減少要因となる条件が付されていない条件での優先株式による増資について合意に至ったことから、本第三者割当の実施が当社として企業価値の向上に資するものと判断し、インテグラル株式会社の関係会社が運営し、またインテグラル株式会社が投資助言を行うインテグラルTeam投資事業有限責任組合およびInnovation Alpha Team L.P.を割当予定先として選定しました。

本第三者割当により、インテグラルTeam投資事業有限責任組合およびInnovation Alpha Team L.P.は合わせて、A種優先株式20,270,300株を保有することになるため、A種優先株式が取得請求権の行使により当社普通株式に転換された場合、大規模な希薄化が生じ、既存株主の経済的利益の低下や既存株主の議決権比率の低下が生じますが、当社としては本第三者割当は自己資本の回復による信頼回復、事業基盤の強化および安定的な成長に寄与するものと考えており、中長期的には企業価値の向上に繋がるものであると判断しました。既存株主に対する希薄化が生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであり、インテグラル株式会社は当社の経営方針および再生計画の方針等について賛同しており、かつ、本第三者割当後も当社の自主独立性を最大限尊重する予定であることから、同社の関係会社が運営し、またインテグラル株式会社が投資助言を行うインテグラルTeam投資事業有限責任組合およびInnovation Alpha Team L.P.が割当予定先として最も相応しい相手であると判断し、割当予定先として選定しました。

ウ 割当予定先の保有方針

A種優先株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換について、行使可能期間の制限は設けられておりませんが、「(2)本第三者割当により資金調達を実施する理由および目的」に記載のとおり、インテグラルTeam投資事業有限責任組合およびInnovation Alpha Team L.P.は、即時の株主構成の変化が安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、A種優先株式の発行後直ちに株主構成に影響を及ぼさないよう配慮しながら、業績の安定および成長に基づく当社企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことを目的にA種優先株式を保有する予定です。なお、当社は、各割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行されるA種優先株式の全部または一部を第三者に譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

エ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① インテグラルTeam投資事業有限責任組合

インテグラルTeam投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるインテグラルTeam株式会社に
より、同組合の投資事業有限責任組合契約の規定に基づき、同組合の有限責任組合員であるTeam投資
事業有限責任組合に対してキャピタルコールが行われると、Team投資事業有限責任組合からインテグ
ラルTeam投資事業有限責任組合の銀行口座に払込みがなされます。同組合の無限責任組合員である
インテグラルTeam株式会社は、Team投資事業有限責任組合からの出資金をもって、本第三者割当の
払込金を本第三者割当に係る払込取扱場所に払い込みます。

Team投資事業有限責任組合は、主として適格機関投資家（国内大手銀行、信託銀行、生命保険会社
等）が有限責任組合員であるインテグラル3号投資事業有限責任組合、インテグラル株式会社および無
限責任組合員であるインテグラルTeam株式会社との間の投資事業有限責任組合契約に基づき構成さ
れております。

当社は、インテグラルTeam投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるインテグラルTeam株式
会社より、インテグラルTeam投資事業有限責任組合による本第三者割当の払込みに必要な資金につい
てTeam投資事業有限責任組合から出資を受けられることが確実である旨口頭で報告を受けておりま
す。

② Innovation Alpha Team L.P.

Innovation Alpha Team L.P.のGeneral PartnerであるIAT Partners Ltd.により、同Limited
PartnershipのLimited Partnership Agreementの規定に基づき、同Limited PartnershipのLP投資家
であるIAT L.P.に対してキャピタルコールが行われると、IAT L.P.からInnovation Alpha Team L.P.の
銀行口座に払込みがなされます。同Limited PartnershipのGeneral PartnerであるIAT Partners
Ltd.は、IAT L.P.からの出資金をもって、本第三者割当の払込金を本第三者割当に係る払込取扱場所に
払い込みます。

IAT L.P.は、海外大手投資家がLP投資家であるInnovation Alpha L.P.およびGeneral PartnerであるIAT Partners Ltd.との間のLimited Partnership Agreementに基づき構成されております。

当社は、Innovation Alpha Team L.P.のGeneral PartnerであるIAT Partners Ltd.より、Innovation Alpha Team L.P.による本第三者割当の払込みに必要な資金についてIAT L.P.から出資を受けられることが確実である旨口頭で報告を受けております。

以上より、また各割当予定先の業務執行組合員の主たる出資者であるインテグラル株式会社の過去の投資実績からも、当社は、本第三者割当の払込みについて確実性があるものと判断しております。

2. A種優先株式発行の要項

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | A種優先株式 |
| (2) 募集株式の数 | 20,270,300株 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 1株につき740円 |
| (4) 増加する資本金および資本準備金 | |
| 資本金 | 7,500,011,000円（1株につき、370円） |
| 資本準備金 | 7,500,011,000円（1株につき、370円） |
| (5) 払込金額の総額 | 15,000,022,000円 |
| (6) 払込期間 | 平成31年2月13日から平成31年3月29日 |
| (7) 発行方法 | 第三者割当の方法により、インテグラルTeam投資事業有限責任組合に17,576,600株、Innovation Alpha Team L.P.に2,693,700株を割り当てる。 |
| (8) A種優先株式の内容 | A種優先株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。 |

第3号議案 取締役1名選任の件

当社とA種優先株式の割当予定先との間で締結された株式引受契約の規定にしたがい、割当予定先が指名する新任取締役1名の選任をお願いするものであります。ただし、選任の効力は、第2号議案の決議に基づく第三者割当によるA種優先株式の発行に係る払込みが行われたことをもって生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

やまもと れいじろう

山本 礼二郎

(昭和35年10月3日生)

新任

所有する当社株式の数

0株



取締役在任年数

—

平成30年度取締役会出席状況

—

社外取締役候補者

略歴（地位、担当および重要な兼職の状況）

- 昭和59年 4月
- (株)三井銀行（現 (株)三井住友銀行）入行
- 平成12年 1月
- ユニゾン・キャピタル(株)参画
- 平成16年 4月
- GCA(株)取締役パートナー
- 平成17年10月
- (株)メザニン代表取締役
- 平成18年 1月
- インテグラル(株)代表取締役パートナー（現任）
- 平成21年 1月
- (株)ビー・ピー・エス取締役
- 平成21年12月
- (株)ヨウジヤマモト取締役
- 平成24年 1月
- インテグラル・パートナーズ(株)代表取締役（現任）
- 平成25年 8月
- (株)ヨウジヤマモト監査役（現任）
- 平成25年10月
- (株)TBIホールディングス取締役
- 平成26年10月
- 信和(株)取締役
- 平成26年10月
- (株)ジェットレーディング取締役
- 平成28年 2月
- イトキン(株)社外取締役（現任）
- 平成29年 1月
- (株)アデランス社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

- ・インテグラル(株)代表取締役パートナー
- ・(株)ヨウジヤマモト監査役
- ・イトキン(株)社外取締役
- ・(株)アデランス社外取締役

社外取締役候補者とした理由

山本礼二郎氏は、投資ファンド運営会社の経営者を務めるとともに、さまざまな事業会社の経営者を歴任するなど、金融や企業経営について豊富な経験と高い見識を有しております。これらを活かし、当社の経営全般にわたり独立した立場からの確かな指摘や意見が期待できることから、同氏を社外取締役候補者としております。

取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、山本礼二郎氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

(注) 山本礼二郎氏は、インテグラル(株)の代表取締役パートナーを兼任しており、同社が出資し、また投資助言を行っている会社を無限責任組合員とするインテグラルTeam投資事業有限責任組合およびInnovation Alpha Team L.P.は、当社との間でA種優先株式の引受契約を締結しております。

第4号議案 資本準備金の額の減少の件

当社は、早期の財務体質の改善および分配可能額の確保を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、第2号議案の決議に基づく第三者割当によるA種優先株式の発行に係る払込みが行われたことを条件として、資本金および資本準備金の額の減少を行うことといたしたいと存じます。このうち、資本金の額の減少については、会社法第447条第3項の規定に基づき、平成30年11月28日開催の取締役会の決議により決定しており、本臨時株主総会では、資本準備金の額の減少について、ご承認をお願いするものであります。具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき、第2号議案の決議に基づく第三者割当によるA種優先株式の発行に係る払込みが行われたことを条件として、第三者割当に係る払込みと同日付で、第三者割当により増加する資本準備金の額を含む資本準備金の一部を減少してその全額をその他資本剰余金に振り替えることといたしたいと存じます。

本議案につきましては、当社貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であるため、純資産の額に変動を生じるものではなく、また株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

資本準備金の額の減少の要領は次のとおりであります。

資本準備金の額の減少の要領

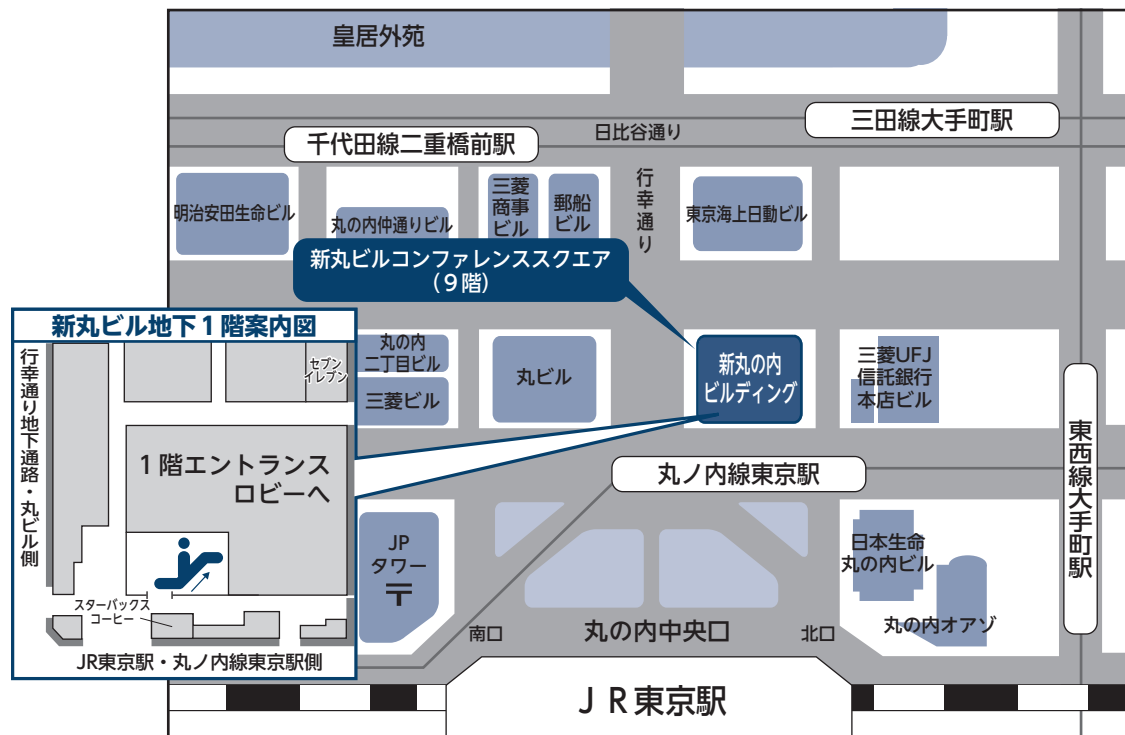
1. 減少する資本準備金の額： 11,368,886,000円
2. 資本準備金の額の減少の効力発生日：平成31年3月29日(予定)

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

新丸の内ビルディング9階 新丸ビルコンファレンススクエア
東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
(TEL) 03-3217-7511



交通のご案内

JR

東京駅：丸の内中央口より徒歩1分

地下鉄

丸の内線東京駅：地下道より直結

※商業エリアからのエレベーター・エスカレーターではご来場になれません。

オフィスエリア1階のエントランスロビーのエレベーターよりご来場ください。

※当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。